

評価票の作成について（令和元年度の取組）

1. 評価票の記載方法の見直し

○府民にとって見やすく分かりやすい評価票とするため、記載方法の見直しを実施

⇒評価の視点を分かりやすくするため、A評価については簡潔に記載することとし、それ以外の項目のみ、概要や評価理由、提言等を重点的に記載。

【評価票の記載イメージ】

	指定管理者 評価	施設所管課 評価	委員会 提言	備考
指定管理者評価と 施設所管課評価が、両方 A 評価	簡潔に記載※	簡潔に記載※	簡潔に記載※	
施設所管課評価が、S/B/C 評価	取組内容の 概要記載	評価理由 を記載	提言コメント 記載	
指定管理者評価と施設所管課 評価に差があるもの				
現地視察（管理運営状況の報 告）時に再確認が必要と判断し た項目				必要に応じて 記載を求める

※「府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。」など

2. 労働災害等の未然防止のための管理運営に係る評価基準

○労働災害や公衆災害の発生等について評価する「労働災害等の未然防止のための管理運営」に係る評価について、考え方を整理

- ⇒ 労働災害、公衆災害の発生については、
「工事事故の対応方針（案）都市整備部平成 30 年 3 月」に準拠し、
負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。
- ⇒ 年度内に複数の事故が発生した場合は、下記の対応とする。
 - ・ 事故 2 回
 - A 評価相当が 2 回の場合、B 評価とする。
 - B 評価相当を含む場合、C 評価とする。
 - ・ 事故 3 回以上
 - 内容にかかわらず、C 評価とする。
- ⇒ 労働災害、公衆災害事故の報告を怠った場合には、事故の大小にかかわらず
全て C 評価とする。（公平性の確保・事故隠しの防止）

【労働災害の評価基準】

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

- A 評価 4～7：口頭注意程度の事故
- B 評価 4～7：文書注意程度の事故
- C 評価 1～3：入札参加停止に値する事故

負傷レベル	1	2	3	4	5	6	7
負傷の程度 不適切の程度	死亡	身体欠損 機能障害	治療日数 以上30日	治療日数 15日以上 30日未満	治療日数 15日未満	治療日数 15日未満 かつ不休	当日治療 のみ
大	入札参加停止 審査会付議 C※			B 文書注意			
中				文書注意		口頭注意	
小				文書注意	口頭注意	注意なし (減点あり)	
微小				注意なし (減点あり) 又は (減点なし)			

【公衆災害（人身）の評価基準】

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

※第三者被害の発生は労働災害より重く受け止め、内容にかかわらず BC 評価とする。

- B 評価 3～4：口頭注意程度の事故
- C 評価 1～4：文書注意・入札参加停止に値する事故

負傷レベル	1	2	3	4
負傷の程度 不適切の程度	死亡	負傷者の発生 （「骨折」「縫合を 必要とする裂傷」等）	軽微な負傷 負傷レベル2.に該当 しない場合	当日治療のみの 捻挫・擦過傷
大	入札参加停止 審査会付議 C※		C 文書注意	
中			文書注意	口頭注意
小			B	
微小			注意なし (減点あり)	